

# 都市計画法第53条第1項に基づく許可申請について

都市計画施設（道路、公園、河川等）の区域内に建築物を建築する場合は、都市計画法第53条第1項に基づく許可が必要となります。

対象となる建築を行う際は、許可申請書の提出をお願いします。（様式はホームページからダウンロードできます。）



（宛先） 戸田市長

許 可 申 請 書

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

連絡先

都市計画法第53条第1項の規定により、都市計画施設区域内の建築行為について、許可を受けたいので次のとおり関係図書を添えて申請します。

|                |                        |      |      |
|----------------|------------------------|------|------|
| 建築物の敷地の所在及び地番  |                        |      |      |
| 建築物の構造         | 木造・鉄骨造・シタ・ブロック造・その他（ ） |      |      |
| 建築物の階数         | 階                      |      |      |
| 建築物の種別         | 新築・増築・改築・移転            |      |      |
| 建築物の用途         |                        |      |      |
| 敷地面積・建築面積・延べ面積 | 敷地面積                   | 建築面積 | 延べ面積 |
|                | ㎡                      | ㎡    | ㎡    |
| 着工予定年月日        | 年 月 日                  |      |      |

【備考】

- 申請者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を添付することができる。

【添付書類】 ① 2は各2紙、3は1紙添付すること。

- 案内図、道路（写し）、敷地面積（家種別）、平面図（面積表及び敷地面積の測定位置）、立面図、その他（参考となるべき事項を記載した図書）
- 代理人申請の場合は、委任状を添付してください。

## 許可基準（都市計画法第54条）

- ◆階数：階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ◆主要構造部：木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- ◆移転・除却の容易性：容易に移転し、又は除却することができるもの。

## 許可基準（都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱要綱）

次の都市計画施設においては、許可基準の緩和があります。

- ・都市計画道路：国道第17号線、新曽川口線、蕨駅前通り西口線
- ・都市計画公園：戸田公園
- ・都市計画河川：緑川

- ◆階数：階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ◆主要構造部：木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- ◆移転・除却の容易性：容易に移転し、又は除却することができるもの。
- ◆都市計画道路にかかる場合：都市計画道路にかかる部分が敷地面積の3分の1又は1メートル以上であり、かつ、敷地面積が300平方メートル以内であること。

## 都市計画道路（河川）の指導線について

当市では、都市計画道路（河川）の計画線の外側 50cm のところに**指導線**を設定しています。

- 都市計画決定時には、高い精度の測量が行なえず事業開始時の測量で計画線が微動する可能性があります。
- 工事の際の施工誤差が考えられます。
- 将来都市計画施設ができると、出入口に段差が発生する可能性があるため、スロープや階段等を取り付ける際は、十分な余裕を確保しておく必要があります。

以上のような観点から、建築される場合、計画線から 50cm の余裕を確保した指導線で計画いただくよう、お願いいたします。

